

市政・県政モニター募集

市民の皆さんが市政・県政に対して感じている自由で清新な意見を述べていただき、これを市政・県政に反映させるため、つぎの要領によって市政モニター及び県政モニターを募集します。

- △応募資格▽
- 市内に居住している満二十歳以上（昭和五十八年四月一日現在）の方で、健全なる常識と公正な判断力のある人。性別、学歴は問いません。ただし、つぎの方は応募できません。
 - (1) 国会議員および地方公共団体の議会議員
 - (2) 常勤の国家公務員および地方公務員
 - (3) 過去にモニターの経験のある人（市政モニターについては、県政モニターの経験者でも可）

△モニターの仕事▽

市政・県政全般についての意見、要望などを随時お寄せいただくほか、アンケート調査にご回答いただきます。

△募集人員▽

市政モニター 二十人以上
県政モニター 六人

△任期▽

一年間

△応募期間および申込先▽

○ 市政モニター

二月十四日（月）～三月十二日

（出）

都留市上谷一丁目一番一号
都留市役所企画課

☎ 一一一一 内線二二四

○ 県政モニター

二月十二日（土）～三月四日（金）

都留市田原三丁目三番三号

南都留地方振興事務所

☎ 一一一一

△申し込み方法▽

市政モニターについては、企画課にあります申込用紙によって、県政モニターについては、官製ハガキに住所、氏名、生年月日、年齢、性別、職業（具体的に記入）、電話番号を明記してお申し込み下さい。

なお、くわしくは、市役所企画課へお問い合わせ下さい。

市営住宅九鬼団地

入居者募集

昭和五十七年度建設の市営住宅の入居者をつぎの要領により募集いたします。

- 一、建設場所 井倉九鬼地内
- 二、構造規格 鉄筋コンクリート造四階建、第一種住宅の3DK（二十四戸） 七一、〇㎡

三、入居資格

(イ) 市内に住所、または勤務地がある者

(ロ) 現に同居し、または同居しようとする親族がある者

(ハ) 婚姻の届けをしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻予定者を含む）

(ニ) 収入基準の固定収入がある者

(ホ) 現に住宅に困窮している者

四、収入基準

昭和五十七年中の総収入金額から所得税法、公営住宅法に定める各種の所得控除を差し引いた金額を十二ヵ月で割り、月額八万七千円以上、十四万

五、選考方法

一千万円以下であること。

六、申し込み期間

二月十日（木）から三月五日（土）までの勤務時間中（平日午後五時、土曜日正午まで）

七、申し込み場所

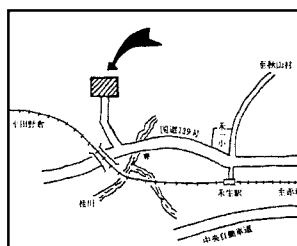
市役所管理課管財係

八、入居時期

三月下旬予定

九、家賃 三万円程度
不明な点は、電話等でお問い合わせ下さい。
☎ 一一一一 内線二一九

案内図



見取り図

